

## 条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十八号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 多機能型事業所に関する特例（第八十九条―第九十一条）」を

「第六節 多機能型事業所に関する特例（第八十九条―第九十一条）」

第七節 雑則（第九十一条の二）

に、「第

三款 運営に関する基準（第四百四十五条―第四百四十八条）」を

「第三款 運営に  
第四節 雑則（第

四十八条の二）  
に関する基準（第四百四十五条―第四百四十八条）」

に、「第十四節 児童家庭支援セン

ター（第二百五十六条―第二百五十八条）」を

「第十四節 児童家庭支援セン  
第十五節 雑則（第二百五十九条

（第二百五十六条―第二百五十八条）

）  
に改める。

第二章に次の一節を加える。

第七節 雑則

（電磁的記録等）

第九十一条の二 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第四百四十八条の二及び第二百五十九条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第五十四条の五、第五十八条、第七十条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十四条の五、第五十八条、第七十条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。第四百八条の二第一項及び第二百五十九条において同じ。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項及び第四百八条の二第二項において「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができる方法）をいう。第四百八条の二第二項において同じ。）によることができる。

第三章に次の一節を加える。

#### 第四節 雑則

##### （電磁的記録等）

第四百八条の二 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第一百条（第四百八条において準用する場合を含む。）、第二百五条第一項（第四百八条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。第四章に次の一節を加える。

#### 第十五節 雑則

##### （電磁的記録）

第二百五十九条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法施行条例の規定は、令和

三年七月一日から適用する。